

発注者指定型フロー（こちらが前提）

発注時

- 当初積算は「4週8休補正」で行う（4週8休を前提とするため）
- 特記仕様書等に「発注者指定型(4週8休)」である旨を記載、チェック

入札

契約時

- 受注者は、4週8休を確保した工程表、実施要領様式1を監督員に提出

施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告

- 発注者は、指定どおりの4週8休が達成できない場合、受注者と達成状況に応じた減額補正による変更の協議行う。

※指定どおり4週8休の達成が可能な場合、変更なし

※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること

※週休2日の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない

竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する
 - 発注者の指定どおり、4週8休が達成した場合、工事成績評価において、第一評定の「5創意工夫 I.創意工夫」に4点、加点する。
 - 未達成となった場合、第一評定者、第二評定者で減点とする
- ※令和6年度発注工事では、経過措置として減点はしない

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします

対象外工事で受注者が希望した場合のフロー

入札

※補正無しによる発注

契約時

●受注者が、週休2日実施工事(4週8休)を希望する場合、監督員と協議のうえ決定
※「いわき市週休2日確保工事実施要領」は、4週8休を前提としているため、4週8休での協議となります。

●受注者は、協議が整った後、工程表、実施要領様式1を監督員に提出

施工時

●受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を実施要領様式1で報告

●発注者は、受注者が当初協議のとおり4週8休の達成可能な場合、受注者と増額補正による変更の協議を行う

※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること

※週休2日の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない

※当初協議の4週8休から変更が生じた場合、達成状況に応じ、増額変更を行う

竣工時

●受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する

●当初協議のとおり、4週8休を達成した場合、工事成績評価において、第一評価の「5創意工夫 I.創意工夫」に4点、加点する。

※4週8休が未達成の場合は、加点しない(4週6休、4週7休でも加点無し)

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします